

標 題：

シンガポール籍 GMDSS 適用船の INMARSAT-C  
船舶地球局設備に対する特別要件

# NKテクニカル インフォメーション

No. : 223

Date : 平成9年9月10日

関係船主、造船所 各位

GMDSS 適用船(1988 SOLAS 第IV章適用船)に搭載される INMARSAT-C 船舶地球局設備は IMO により採択された性能基準(IMO 総会決議 A.663(16))に適合したものである必要があります。

同 IMO 総会決議 A.663(16)、第 3.2 項は INMARSAT-C 船舶地球局設備は船舶が通常操船される場所(航海船橋)及び遭難警報の為に指定された少なくともその他の一つの場所から遭難呼出しができるよう定めています。

この度、シンガポール政府より、GMDSS 適用船に対し、遭難警報発信場所として、「船舶が通常操船される場所」に加え、船舶の遭難時運用手順に従った「第二の場所」を定めるよう指示がありました。

上記にかかわり、今後、シンガポール籍 GMDSS 船の SR 検査の際には、INMARSAT-C 船舶地球局設備による遭難警報発信の為に「第二の場所」が指定され、設備されていることの確認を行うこととなります。従って、該当する船舶に対し、必要に応じ、適切な措置を取るようお願い申し上げます。

以上

お問い合わせ : 材料艀装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

# ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。